山陽小野田市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成２８年１月１日策定

平成２９年９月１９日改正

１　特定個人情報等の保護に関する考え方

　　山陽小野田市の実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人をいう。）では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年山陽小野田市条例第３９号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制に関する規定を含む管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

２　特定個人情報等の保護方針

　　特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

　(1) 法令遵守

　　　特定個人情報等の適正な取扱いに関する以下の法令等を遵守する。

　　　ア　番号法

イ　番号条例

ウ　山陽小野田市個人情報保護条例（平成１７年山陽小野田市条例第９号）

　　　エ　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第６号）

　　　オ　地方公共団体における個人情報保護対策について（平成１５年６月１６日総行情第９１号総務省政策統括官通知）

　　　カ　山陽小野田市情報セキュリティポリシー（平成１７年３月２２日策定）

　　　キ　アからカまでに掲げるもののほか、特定個人情報の取扱いに関連する法令等

　(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

　(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

　(4) 委託・再委託

　　　特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき山陽小野田市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

　(5) 継続的改善

　　　特定個人情報等の保護に関する取扱い及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

３　問い合わせ先

　(1) 本方針及び情報セキュリティ等に関すること

　　　総務課　電話０８３６－８２－１１２１

情報管理課　電話０８３６－８２－１１２３

　(2) 開示請求・苦情相談等に関すること

　　　総務課　電話０８３６－８２－１１２１